

インストラクター養成コースの受講に関しては、コロナ禍の影響への対応として、これまで受講期限を1年延長すること（2020年にかかる場合）としておりましたが、実技の開催見送りなどを考慮し、下記のとおり変更することといたしました。

対象となる方は、ぜひ継続してご受講ください。

①2020年度（2020年4月～2021年3月末）が受講期限となる方→3年延長

②2021年度（2021年4月～2022年3月末）の期限期限となる方→2年延長

①の場合

最終受講日	受講ルール（3年）	旧）コロナ対応	新）コロナ対応
2017年4月	2020年4月	2021年4月	2023年4月
2018年3月	2021年3月	2022年3月	2024年3月

②の場合

最終受講日	受講ルール（3年）	旧）コロナ対応	新）コロナ対応
2018年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月
2019年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月